

ISPE 日本本部 バナー広告掲載申込書

年 月 日

ISPE 日本本部 御中

下記の内容にて、ISPE 日本本部のホームページにバナー広告掲載を申し込みます。

掲載申込者

ふりがな	
会社名	印
ふりがな	
※担当者名	印
ご住所	〒
電話番号・FAX	
E-mail	
広告主 URL	
リンク先 URL	
掲載開始希望月	

※ご担当者宛に請求書等を発送させていただきます。

バナー広告の内容

掲載枠	トップページの画面右
掲載期間	掲載初日から 1 年間

【申込書送付先】 ISPE日本本部

アフィリエイト マネージャー 佐原夏実

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-11-10 石島ビル 7 階

Tel: 03-3818-6737 Fax: 03-3818-0575

《ispe-admi@ispe.gr.jp》

ご記入頂きました個人情報は、このお申込受付と、お問い合わせ等に対して回答するために利用するとともに、ISPE 日本本部からのご案内等を送付するために利用させて頂く場合がございます。

今後、ISPE 日本本部からの各種情報提供を希望されない方は、右記にチェックをつけてください。

情報提供を 希望しない

ISPE 日本本部 バナー広告募集要項

ISPE 日本本部に掲載するバナー広告を以下のとおり募集します。
応募に当たっては、必ず広告掲載要領をお読みください。

●掲載場所

トップページ画面 右側 活動報告画面 右側 計 2 画面

掲載位置は1ヶ月ごとに変更します

●掲載用ロゴサイズ等

縦 90×横 125 ピクセル

アニメーション GIF 4 画面まで使用可

フラッシュ使用不可

●掲載期間

掲載初日から 1 年間（掲載期間中、広告デザインの変更は可能です）

募集期間： 随時募集

●掲載料金（掲載期間-1 年間）

会員価格： 200,000 円 ※

非会員価格： 366,000 円（消費税込み）

※ 会員価格には消費税が含まれておりませんので課税仕入れに該当しないように記帳をお願い致します。

●掲載申込みの手順

(1) バナー広告掲載申込書は、ISPE 日本本部事務局宛に FAX 又はメールでお送り願います。

掲載原稿は、メールでお送りください。（ispe-admi@ispe.gr.jp）

(2) 申込書、掲載原稿の受領後、掲載日のご案内と請求書をお送りします。

(3) 掲載予定の広告は、広告掲載料の入金を確認した後、掲載開始月から 1 年間掲載し、期間が満了した翌日に掲載を終了します。

●広告掲載料

広告掲載料は、ISPE 日本本部より通知された掲載開始日の前までに ISPE 日本本部の指定する口座に振込にてお支払いください。

お支払いが確認できない場合は、広告掲載開始日が遅れる場合がありますのでご了承願います。

●その他の注意事項

- (1) 広告掲載枠は、いずれも掲載期間保証型ですので、掲載期間内のバナークリック数
掲載商品の売上げなどを保証するものではありません。なお、バナーを掲載したページ
の表示回数(ページビュー)を所定の画面に掲載します。(バナーのクリック数は掲載い
たしません)
- (2) ISPE 日本本部へ入金済みの広告掲載料は、いかなる場合でも返金できません。
- (3) 本要領に定めのないものについては、必要に応じてISPE 日本本部がその都度定としま
す。
- (4) 広告掲載企業がビジネス道德上著しく社会的なルールを損ねた場合は途中でも掲載を
取りやめさせていただくことがあります。

●お問い合わせ先

ISPE 日本本部 事務局

アフィリエイト マネージャー 佐原夏実

〒113-0034 東京都文京区湯島1-11-10 石島ビル7F

Tel : 03-3818-6737 Fax : 03-3818-0575

ispe-admi@ispe.gr.jp

広告掲載要領

1. 広告掲載基準

ISPE 日本本部に掲載する広告は次の事項を満たすものとします。

- ・掲載する広告は、真実を伝える表現のものでなくてはならない。
- ・掲載する広告は、社会の信頼にこたえるものでなくてはならない。
- ・掲載する広告は、関係諸法規を遵守したものでなくてはならない。
- ・掲載する広告は、公序良俗に反するものであってはならない。
- ・掲載する広告は、ISPE 日本本部の運用に支障のないものでなくてはならない。

2. 情報内容の責任の所在

掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとし、情報掲載の結果、ISPE(国際製薬技術協会)日本本部(以下、「ISPE 日本本部」と称す。)が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任を広告主に負担していただきます。

3. 掲載の可否の判断

掲載の可否の決定権は ISPE 日本本部にあるものとし、ISPE 日本本部が掲載することが不相当と判断した場合には、理由を述べずに掲載を拒否することができるものとします。

4. 本要領の運用

本要領は以下の通り運用します。

- ・本要領の一切の運用及び解釈は、ISPE 日本本部事務局が行います。
- ・法令等の新設、改廃や行政庁の解釈の変更、または社会情勢等の変化に伴い、本要領の運用を予告なく変更することがあります